

おかげさまで70周年

特別大口無担保保証制度

# ロングラン70



保証料率を  
一般保証より

**20%割引**

金融機関との  
連携により

**経営者  
保証不要**

©光プロダクション



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会



## 特別大口無担保保証制度

# ロングラン70

滋賀県信用保証協会創立70周年にあたり  
当協会をご利用いただく中小企業の皆様へ  
の感謝の気持ちを込めて創設いたしました。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当協会の保証対象要件に該当する中小企業者(法人)であること。</li> <li>●引き続き2年以上事業を営み、決算書を2期(1期12か月)提出できること。</li> <li>●公租公課について完納していること。</li> <li>●下表の基準1、基準2あるいは基準3においてそれぞれ(1)(2)のうち1項目および(3)(4)のうち1項目該当すること。</li> <li>●<u>実態バランスシート</u>において債務超過でないもの。</li> </ul>																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 1</th> <th>基 準 2</th> <th>基 準 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>純 資 産</td> <td>5,000 万円以上 3 億円未満</td> <td>3 億円以上 5 億円未満</td> <td>5 億円以上</td> </tr> <tr> <td>(1)自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>(2)純資産倍率</td> <td>2.0 倍以上</td> <td>1.5 倍以上</td> <td>1.5 倍以上</td> </tr> <tr> <td>(3)使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>(4)インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>2.0 倍以上</td> <td>1.5 倍以上</td> <td>1.0 倍以上</td> </tr> </tbody> </table>										項 目	基 準 1	基 準 2	基 準 3	純 資 産	5,000 万円以上 3 億円未満	3 億円以上 5 億円未満	5 億円以上	(1)自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	(2)純資産倍率	2.0 倍以上	1.5 倍以上	1.5 倍以上	(3)使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	(4)インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0 倍以上	1.5 倍以上	1.0 倍以上
	項 目	基 準 1	基 準 2	基 準 3																														
	純 資 産	5,000 万円以上 3 億円未満	3 億円以上 5 億円未満	5 億円以上																														
	(1)自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																														
	(2)純資産倍率	2.0 倍以上	1.5 倍以上	1.5 倍以上																														
	(3)使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																														
(4)インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0 倍以上	1.5 倍以上	1.0 倍以上																															
保 証 限 度 額	2 億円 (申込金額は 30 百万円以上、百万円単位とする。) ただし、一般無担保保証 80 百万円と一般普通保証 200 百万円の合計 280 百万円以内																																	
資 金 使 途	事業資金 (不動産取得資金は除く。)																																	
保 証 期 間	一括返済 7 年以内 分割返済 10 年以内 (据置期間 2 年以内)																																	
貸 付 形 式	証書貸付または手形貸付																																	
返 済 方 法	均等分割返済または期日一括返済																																	
貸 付 利 率	金融機関所定利率																																	
担 保	不 要																																	
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除き不要 なお、「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い(金融機関連携型)」に該当する場合、連帯保証人は不要です。																																	
信用保証料率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.52</td> <td>1.40</td> <td>1.24</td> <td>1.08</td> <td>0.92</td> <td>0.80</td> <td>0.64</td> <td>0.48</td> <td>0.36</td> </tr> </tbody> </table> <small>(単位：%)</small> <small>※会計参与設置会社割引0.1%は利用可能です。</small>										カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36				
カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9																									
保証料率	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36																									
取扱金融機関	基本約定書締結金融機関																																	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別大口無担保保証資格要件確認票兼支店長推薦書</li> <li>●納税証明書その3の3</li> <li>●「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書(経営者保証を不要とする場合)</li> </ul>																																	
そ の 他	貸付実行後、金融機関において業況把握を行った上で、保証先企業から決算期ごとに決算書を提出していただきます。																																	
取 扱 期 間	2019年2月1日(金) から 2020年3月31日(火) (保証申込受付分まで)																																	

詳細は、当協会へお問い合わせください。



きっかけは、その保証でありたい  
**滋賀県信用保証協会**

〒520-0806 大津市打出浜2-1「コラボしが21」7・8階



●お問い合わせ

保証部保証第1課・保証第2課

TEL (077) 511-1321 / 1322

FAX (077) 524-7030 <http://www.cgc-shiga.or.jp>